

議案第76号

財産を無償で貸し付けること（育成放牧事業用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成15年3月7日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種 類	所 在 地	数 量	種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南五丁目727 番ほか45筆	23,370.01平方メートル	土 地	鳥取市湖山町南五丁目727 番ほか45筆	23,370.01平方メートル

土 地	鳥取市湖山町南三丁目740 番 1 ほか 9 筆	16, 136. 38平方メートル
-----	-----------------------------	-------------------

土 地	鳥取市湖山町南三丁目740 番 1 ほか 9 筆	16, 136. 38平方メートル
土 地	東伯郡湯梨浜町大字下浅 津74番 1 ほか45筆	40, 275. 30平方メートル